

○伊達市人工透析患者通院交通費補助事業事務処理要領

平成18年1月1日要領第54号

改正

平成28年3月1日訓令第6号

伊達市人工透析患者通院交通費補助事業事務処理要領

第1 受給資格認定の申請

伊達市人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱（平成18年伊達市告示第62号。以下「要綱」という。）第2条に規定する補助対象者は、同条に規定する補助金の支給を受けようとするときは、通院交通費補助金受給資格認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 通院している医療機関の通院証明書（様式第2号）
- （2） 補助対象者が伊達市の区域内の医療機関又は最寄りの医療機関以外の医療機関に通院するときは、その理由及び通院する医療機関の医師の意見を記載した申立書（様式第3号）
- （3） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

第2 受給資格の認定

- 1 市長は、受給資格の認定を行うときは、申請者が要綱第5条の補助の制限の指定に抵触しないかどうかを調査するものとする。
- 2 市長は、申請者に補助金の受給資格があると認定したときは、その者に通院交通費補助金受給資格者認定通知書（様式第4号）を交付するとともに、人工透析患者通院交通費受給者台帳（様式第5号）を作成する。ただし、申請者が要綱第5条各号に該当すると確認したときは、その者に通院交通費補助金受給資格停止通知書（様式第6号）を通知する。
- 3 支給開始年月日は、申請した日の属する月の翌月の初日とする。ただし、申請した日が月の初日であるときは、その日とする。

第3 補助金の請求

- 1 受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という）は、毎年3月、6月、9月及び12月の10日までに、通院交通費補助金請求書（様式第7号）により、それぞれの前月までの補助金の請求を市長に行わなければならない。ただし、受給資格者が他の市町村へ転出するとき、又は医療機関へ入院するときは、支給期日でない月であっても請求できるものとする。
- 2 受給資格者は、通院区間の全区間又は一部の区間についてバス、電車又はタクシーを利用した場合は、その領収書を前項に規定する請求書に添付しなければならない。

- 3 受給資格者は、補助金の請求期間中に入院していた場合、入退院日が確認できる書類を前項に規定する請求書に添付しなければならない。

第4 補助金の支給

- 1 補助金は、毎年3月、6月、9月及び12月の4期にそれぞれの前月までの分を支給する。ただし、支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の補助金は、その支給期月でない月であっても支給するものとする。
- 2 市長は、提出された請求書を審査し、補助金の支給を決定したときは、文書をもって支給額、支給日及び支給方法を請求者に通知するものとする。

第5 所得調査

市長は、毎年1回、受給資格者について、要綱第5条第1号及び第2号の所得制限の規定に抵触しないかどうかを調査するものとする。

第6 通院交通手段等の変更

受給資格者は、住所が変更になったとき、通院する医療機関を変更するとき、又は通院交通手段を変更するときは、新たに第1に規定する申請書を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

第7 受給資格喪失の届出

受給資格者が死亡したとき、又は他の市町村へ転出するときは、通院交通費補助金受給資格喪失届を速やかに市長に提出しなければならない。

附 則

この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

様式第2号（第1条関係）

様式第3号（第1条関係）

様式第4号（第2条関係）

様式第5号（第2条関係）

様式第6号（第2条関係）

様式第7号（第3条関係）

様式第8号（第7条関係）